

	民事執行法の条項	申立権者	開示者	財産開示手続 前置要件	強制執行不奏功等要件	開示情報	情報提供後の債務者に対する通知	執行抗告		備考
								認容	却下	
財産開示手続	197条	① 執行力のある債務名義の正本を有する金銭債権の債権者 ② 債務者の財産について一般の先取特権を有する債権者	債務者	先行する財産手続が3年以内でないこと	必要	債務者の積極財産	なし	債務者	申立人	
第三者からの情報取得手続	不動産	205条	① 執行力のある債務名義の正本を有する金銭債権の債権者 ② 債務者の財産について一般の先取特権を有する債権者	登記所	必要(申立人と同一でなくてもよい)	土地建物等	あり	債務者	申立人	
	給与債権	206条	① 民執法151条の2第1項の債権(婚姻費用、養育費等)について執行力のある債務名義の正本を有する債権者 ② 生命身体の侵害による損害賠償請求権について執行力のある債務名義の正本を有する債権者	市町村、日本年金機構等	必要(申立人と同一でなくてもよい)	勤務先の氏名・名称及び住所	あり	債務者	申立人	
	預貯金債権等	207条	① 執行力のある債務名義の正本を有する金銭債権の債権者 ② 債務者の財産について一般の先取特権を有する債権者	銀行等、振替機関等	不要	預貯金の存否、取扱店舗、債権種別、口座番号、額/株式等の存否、銘柄、額・数	あり			申立人